

小児慢性特定疾病指定医 更新申請のご案内

児童福祉法に基づく「小児慢性特定疾病指定医（以下、小慢指定医という。）」の指定の有効期間は5年以内となっています。有効期間終了後も引き続き医療意見書の記載を行われる場合、指定医の更新手続きが必要となりますので、以下のとおり更新手続きをいただきますようお願いします。

【更新対象者】

主たる勤務先の医療機関の所在地が、奈良県内（奈良市を除く）であり、奈良県が指定した「小児慢性特定疾病指定医」の有効期間終了日が令和5年3月31日までの方

【更新申請の受付期間】

指定通知書の有効期間終了日まで（※奈良県医療政策局健康推進課に必着）

- ・有効期間終了日まで更新申請は可能ですが、新しい指定通知書の発送が有効期間終了日以降となる場合があります。
- ・有効期間終了日までに申請が行わない場合、自動的に指定資格が失効となり、それ以降の申請については、新規扱いとなりますので、ご注意ください。

【提出先】

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県医療政策局 健康推進課 母子保健・人材確保対策係 宛（※郵送または持参）

【必要書類】

1. 専門医資格による指定医（指定医番号の上4桁が「2901」の方）

- ①小慢指定医 更新申請書（様式第5号）
※専門医資格については、新規申請時の確認済みのため添付不要。

2. 小慢指定医研修の受講による指定医（指定医番号の上4桁が「2902」の方）

- ①小慢指定医 更新申請書（様式第5号）
※小慢指定医研修は新規申請時に受講済みのため、再受講は不要。

3. 「専門医資格による指定医」に変更して申請される場合

- ①小慢指定医 更新申請書（様式第5号）
- ②専門医に認定されていることを証明する書類の写し（更新申請日時点に有効期間内であるもの）

4. 小慢指定医の更新希望されない場合

- ①小慢指定医 辞退届（第7号様式）
※必要書類については、指定難病の指定医更新申請と一部取扱いが異なりますので、ご注意ください。

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県医療政策局 健康推進課 母子保健・人材確保対策係
TEL:0742-27-8661